葛巻町農業委員会 第11回総会議事録

- 1 日 時 平成28年5月20日(金)午後1時35分から午後2時46分
- 2 会 場 葛巻町総合センター保健相談室
- 3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第3号 農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

4 出席委員

 1番門場政一2番馬場正俊3番星野順子4番木戸場真紀子5番橘 秀子6番芳田 聡7番川崎美由起8番藤森雅美9番長峯一雄10番森 久雄11番坂井徳身12番藤岡俊策13番落宰 勝14番久保 淳15番坂待純一16番深澤 進(会長職務代理者) (会 長)

5 欠席委員

なし

6 議事録署名委員

7番川 崎 美由起 8番藤 森 雅 美

7 書記(農業委員会事務局)

村 上 明 彦(事務局長) 落 合 咲 子(事務局長補佐)

事務局長

ご案内の時間より5分ほど押しておりますが、坂待職務代理から先ほど連絡が入りまして、これから家を出てこられるということですので、総会は進めさせていただきたいと思います。

それでは、ただ今から第11回総会を進めさせていただきます。はじめに深澤会長から ご挨拶を頂戴いたしまして、引き続き総会に入っていただきたいと思います。よろしくお 願いいたします。

[あいさつ]

会 長

皆さん、それぞれお忙しい時期だったと思いますが、ご出席いただきありがとうございます。5月9日の祝賀会は大変ご苦労さまでした。特にも事務局の二人には普段の仕事に加えてということで大変な思いをしたことと思います。ありがとうございました。また、5月17日には県下の会長・事務局長研修がありまして、その冒頭のあいさつで佐々木会長が葛巻の祝賀会に触れていただきまして、あいさつの三分の二の時間はその祝賀会のことを話していただきました。今後、私たちの活動がいろいろと注目されるかと思いますが、これまでどおりの活動について、よろしくお願いいたします。

〔開 会〕

議長

それでは、ただ今から葛巻町農業委員会第11回総会を開会します。

本日の出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。 坂待代理から遅刻する旨の連絡が入っておりますので、お知らせいたします。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

《日程第一】

議長

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、7番川崎委員、8番藤森委員のお二人を指名いたします。 また、会議書記は、事務局職員の村上事務局長と落合局長補佐を指名いたします。

《日程第2》

議長

次に日程第2「会期の決定」を行います。

会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第3

議長

次に日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

事務局長

【日程第3 会務報告】

月	日	内	容	出 席 者
4月26日(火)		葛巻町産業振興協議会幹事会 (役場 第4会議室)		事務局長
28日(木)		盛岡地方農業委員会連絡協議会幹事会		事務局長

	(盛岡市 都南分庁舎)		
5月 9日(月)	農林水産大臣表彰受賞祝賀会	出席者約170名	
эл э	(くずまき高原牧場 もく・木ドーム)	五份有权170石	
10日(火)	葛巻町産業振興協議会委員会	会長	
10日(人)	(役場 第4会議室)		
13日(金)	現地確認調査	長馬安全	
19口(亚)	(町内 四日市地区)	事務局2名	
16日(月)	常設審議委員会 局長補佐		
160(7)	(盛岡市 エスポワールいわて)	四文棚在	
17日(火)	市町村農業委員会会長及び事務局長研修会	会長 事務局長	
176(X)	(盛岡市 エスポワールいわて)		
18日(水)	岩手県農地中間管理事業推進会議	曲山利田住港四沿号	
100(%)	(盛岡市 サンセール盛岡)	農地利用集積促進員	

議 長 ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。 長

《日程第一】

議 長

次に日程第4 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見 の決定を求めることについて|を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

事務局。

議 長 事務局長

【日程第4 議案第1号の説明】

はい。議案書の1学になります。議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申 請に対する意見の決定を求めることについて」、1件でございます。

土地につきましては、江川第●地割●●●地区、田1筆で1,135㎡のうちの302㎡という ことで、●●●●●さん所有の農地で、事業主の株式会社ミライト東北支店への使用貸借 になります。内容は、携帯電話無線基地局の建設に伴って仮設工事用の用地及び資材置き 場として使用するというもので、仮設トイレも含まれておるようでございます。それらに 伴う一時転用になります。図面は4、5ダになります。6ダは事業計画書になります。普及 計画をご覧いただきますと、12月下旬には元どおりに復旧して戻す予定になっておりま す。7、8学は詳しい平面図になっております。こちらの説明は省略させていただきます。 調査書は2分になります。農地転用許可基準から見た意見の項目、(1)転用目的から(9)一 時転用の項目まで、該当する項目についてはすべて適当ということで調査書は作成してお るところでございます。また、農業振興地域整備計画との関連では、振興地域内ではあり ますが農用地区域外の農地になっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を2番馬場委員にお 願いします。

2番 【2番馬場委員 現地確認結果報告】

はい。それでは現地確認の結果を報告させていただきます。事務局の方から詳しい説明がありましたので、全くそのとおりでございますが、登記簿は「田」となっておりますが、現況を確認したところ不耕作地の状況になってございます。現地の状況から資材置き場等への一時転用につきましては、近隣の農地への影響はないものと判断しております。

以上でございます。

議 長 次に地区担当委員の補足説明を10番森委員にお願いします。

10番 【10番森委員 補足説明】

議 **長** 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

はい。先ほど説明がありましたとおり、問題はございません。

【「なし」の声】

議 長 │ ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を 求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出します。

《日程第5》

議 長 次に日程第5 議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長 |【日程第5 議案第2号の説明】

はい。議案書は9岁からになります。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農 地利用集積計画の承認について」ということで、所有権移転が3件、利用権設定が4件で ございます。

まず、所有権移転の1番、農地は葛巻第●●地割●●地区、田畑合わせて5筆3,835㎡、 岩手県農業公社から●●地区の●●●●さんへの所有権移転になります。移転の時期は6 月30日、売買価格は782,340円。●●さんの経営状況は、世帯員男女1名ずつ、機械関係 はトラクター2台でございます。 続いて10分に参りまして、2番の農地、江川第●●地割●●●●、同じく第●●地割、第●●地割●●地区の田畑山林合わせて6筆7,498㎡、所有者の盛岡市●●●●さんから岩手県農業公社への所有権移転になります。移転時期は5月23日、売買価格は1,366,400円となっております。

続いて3番の農地は、葛巻第●地割●●●地区、畑2筆1,714㎡。岩手県農業公社から●

- ●●●さんへの所有権移転になります。移転の時期は6月24日、売買価格は349,656円。
- ●●さんの経営状況は、男2人女1人、乳用牛の成牛42頭、育成牛30頭、計72頭。機械関係はトラクター2台、作業機一式、ダンプ2½1台となっております。

11学に参りまして、ここからは利用権の設定になります。1番の農地は、葛巻第●●地割●●地区の田畑合わせて13筆11,818㎡。●●●●さんから岩手県農業公社へというものです。賃貸借期間は10年で、10℃当たり5,000円となっております。

続いて12学に参りまして、2番の農地、葛巻第●●地割●●●地区の畑4筆19,606㎡。

●●●●さんから岩手県農業公社へというものです。賃貸借期間は10年で、10<u>万</u>当たり 6.121円となっております。

続いて3番の農地、江刈第●●地割●●●地区、●●地割●●地区、田畑合わせて6筆12,935㎡。埼玉県の●●●●さんから岩手県農業公社へというものです。賃貸借期間は6年で、10万当たり6,000円となっております。

続いて13分に参りまして、4番の農地、江刈第●●地割、●●地割、●●地区の畑3筆19,760㎡。岩手県農業公社から●●●●さんへ。賃貸借期間は2年6ヵ月で、10 を当たり5,000円となっております。●●さんの経営状況は、男3人女2人、乳用牛の成牛50頭、育成牛30頭、和牛6頭、計86頭。機械関係はトラクター3台、作業機一式、ダンプ2√2台となっております。

以上でございます。よろしくお願いします。

議長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【10番森委員 挙手】

議長

10番森委員。

10番

はい。1番●●さんの件ですが、●●さんが自分で所有する農地はどれくらい か分かりますか。

【事務局長 挙手】

議長

事務局長。

事務局長

はい。資料の方で読み上げて説明はいたしませんでしたが、大変申し訳ありませんでした。●●さんの名前の下の所に経営面積がございます。単位はアールになっておりますが、自作地が257.4~~、借入地が2.8~~という面積になっております。

【10番森委員 挙手】

議長

10番森委員。

10番

はい。そうしますと、この方は田畑が主で酪農ではないわけですか。

【事務局長 挙手】

議長

事務局長。

事務局長

はい。酪農ではございません。山ぶどうと花きを中心とする農家でございます。 はい。分かりました。

10番

議長

他にございませんか。

【2番馬場委員 挙手】

議長

2番馬場委員。

2番

はい。4番について伺います。貸付期間が2年6ヵ月というのには何か理由があるのでしょうか。

【事務局長補佐 挙手】

議長

局長補佐。

局長補佐

お答えいたします。こちらにつきましては●●●●さんがゆくゆくは所有権移転を受けるものですが、2年6ヵ月の期間は一時貸し付けということで、期間が2年6ヵ月となっております。

議長

よろしいでしょうか。

2番

はい。

議長

ほかにございませんか。

【「なし」の声】

議長

ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長

挙手全員です。

よって議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」 は原案のとおり決定いたします。

《日程第6》

議長

次に日程第6 議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を議 題に供します。

議長

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長

事務局長。

事務局長

【日程第6 議案第3号の説明】

はい。14分になります。議案第3号「農用地利用配分計画案に関する意見について」ということで、まず1件目ですが、農地は葛巻第●●地割●●●地区、畑4筆で19,606㎡。先ほどの議案第2号の利用権設定2番の事案と同じ農地になります。 岩手県農業公社から●●●●さんへの賃貸借になります。期間が10年間で10万当たりの賃借料が6,121円というものでございます。 続いて16分、2件目の案件ですが、葛巻第●●地割●●●地区、田畑合わせて13筆で11,808㎡。こちらも議案第2号の利用権設定1番の事案と同じ農地になります。岩手県農業公社から●●●●さんへの賃貸借になります。期間が10年間で10が当たりの賃借料が5,000円というものでございます。こちらは17分に優先順位検討表がございまして、5人の方々の適合性の点数で最上位の●●に決定されているというものでございます。

続いて18学、江刈第●●地割●●●地区、同じく●●地割●●地区、畑6筆で12,935㎡。こちらも議案第2号の利用権設定3番の事案と同じ農地になります。岩手県農業公社から●●●●●●●●●○さんへの賃貸借になります。期間が6年間で10を当たりの賃借料が6,000円というものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議 長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 │ ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって、議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」は、原案のとおり承認することとし、その旨の意見を町長に提出いたします。

《日程第 》

議 長 次に日程第7 議案第4号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長 【日程第7 議案第4号の説明】

はい。議案書は20字でございます。議案第4号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」ということで1件ですが、農地は江州第●地割●●地区、畑1筆で249㎡でございます。所有者は葛巻林業株式会社の破産管財人で弁護士の●●●●さん。非農地の事由に記載のとおり、旧葛巻林業株式会社で工場の稼働効率を上げるため平成4年頃に工場に隣接した場所に資材置き場を建設したようです。工場用地は宅地だったわけですが、その隣の農地も併せて資材置き場にしてしまったというものでございます。21字が今回の届出書類ですが、そ

の書面にもございますとおり、資材置き場を建設するに当たって農地法の許可の必要性を認識していなかったということだったようです。図面は22学になります。23学が配置図で、太枠が農地で資材置き場になっている部分で、転用許可が必要だった場所になります。24、25学が現地の写真になります。骨組みも鉄製で床もコンクリートで固められておりますので、簡単には農地へ復元できない状況になっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

議 長 この事案は、現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を9番長峯委員にお願いします。

9番 【9番長峯委員 現地確認結果報告】

現地確認の結果を報告します。この事案は、22分の位置図に示すとおり江刈●●地区の農地です。現地を確認したところ、申請の農地は登記簿上は「畑」となっておりますが、現況は鉄筋作りで屋根のかかった資材置き場となっており、21分の証明願に記載のとおり、転用許可を受けないまま平成4年頃に工場のある宅地と一体的に農地に資材置き場を建設したものと思われます。

現地の状況から、農地への復元は不可能であり、この度の農地法の適用外証明はやむ を得ないものと判断いたしました。

以上です。

議 長 次に地区担当委員の補足説明を私から申し上げます。

16番 【16番深澤会長 補足説明】

今、長峯委員、村上局長から報告があったとおり、やむを得ないのかなと見て 参りました。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 │ ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第4号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたします。

《日程第8》

議 長 │ 次に日程第8「その他」ですが、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。

【12番藤岡委員 挙手】

議長

12番藤岡委員。

12番

はい。会務報告の中でありますが、9日に農林水産大臣表彰の受賞祝賀会があり、葛巻の農業委員会がまた一躍注目される状況になったわけでございますが、今後、葛巻町の農業委員会として遊休農地をどのように活用していくかという内容をですね、私の方からご提案申し上げますので、委員の皆さんでご協議願いたい、そのように思います。

まず、遊休農地のこれからの対応について、葛巻高原食品株式会社がありましてワイン を生産しているわけですが、その原料になるヤマブドウの栽培を地権者と相談または葛巻 高原食品との協議のうえ振興していったらどうだろう、という提案が一つ。

もう一つは、施設園芸の振興について、今、葛巻町では、ホウレンソウ、イチゴ、花きなどが栽培されているわけですが、リンドウが生産額としては多いわけですが、まだ鉢物のリンドウが生産されていないという状況から、ホウレンソウ、イチゴ、それから鉢植えのリンドウ、そういうふうなものを振興するためにも遊休農地を有効に活用した施設園芸の振興、こういうふうなものも図っていったらいいのではないか。

その効果として、せっかく葛巻ワインがここまで有名になり、4億近くまで販売できるようになったわけですが、葛巻に来たときに道路沿いにヤマブドウが見えない、ぶどうの棚が見えないということもありまして、前にも私提案しましたが、茶屋場からワイン工場までの江刈川地区、そういうふうな所、道路沿いに遊休農地がたくさんありますが、そこにヤマブドウを栽培していったらいいのではないか。

それから施設園芸については、農協の野菜部会があるわけですが、一時期、生産額が3億5千万まで延びた時期がありましたけれども、現在は1億5千万、半分以下になっております。今、ホウレンソウの売上げが一番多いわけですが、ホウレンソウ農家、農協の野菜生産部会との協議のうえ振興を図っていくような組み立てをしていったらいいのではないか。

これまでのソバ、ナタネ、特にこれまではソバの栽培に当たって保育園児、幼稚園児を 巻き込んだ活動がされ、それが評価されたわけですが、今度、ヤマブドウがもう少し面積 を増やしていくと、保育園から高校生まで収穫の時期に収穫体験又は収穫祭、そういうふ うなものを葛巻高原食品、町当局とも協議しながら組み立てていけるのではないか。その ように思いご提案申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、藤岡委員から遊休農地の活用といいますか、対応についてということで、ワイン用のヤマブドウ畑、それから施設園芸の振興を図ってはどうかという提案がありました。 このことにつきまして皆さんの方から何かご意見等ございましたら…。どうでしょうか。 ヤマブドウの原料もちょっと足りないということを前に聞いたような気もしますし…。

【事務局長 挙手】

議長

事務局長。

事務局長

はい。ただ今の藤岡委員さんのご意見につきまして、まず、ヤマブドウについては葛巻高原食品加工株式会社と連携を図ってというお話しでございます。それにつきましては、具体的に話が進んでいる部分もございまして、詳細については農地コーディネーターの坂待代理からお伺いできるかと思いますが、今進んでいるところは、南進漬物さんの向いが遊休農地になっておりまして、そこの農地所有者の了解も得て、ワイン工場の方で今年度は苗木が60本ほどと伺っておりまして、この本数はそこの農地だけでクリアしてしまう

ようですが、できれば江刈川の集落から平庭方面に遊休農地になりかけている所もありますので、ワイン工場さんの希望としては、できれば国道沿いなど車で通って見える場所にブドウの圃場を作っていきたいというお話しでした。

また、数年前に農業委員会でナタネを栽培した大石地区の農地がございますが、そちらも酪農家が借りて飼料作物を作付けできるような場所ではないため、借り手が見つからないという農地でありまして、ワイン工場さんには、こういう場所もありますよというお話をしている状況でございます。今後は農林環境エネルギー課との協議も進めながら、大型機械が入れないなど、飼料作物の栽培に適さない農地で遊休農地になりそうな場所にはヤマブドウの作付けを進めていくのが本町においては有効な取り組みになるものと思われます。

施設園芸につきましては、その販売額が最盛期の半分以下に落ち込んできているというお話しでしたが、遊休農地を活用して施設園芸に取り組んでいただける既存の農家あるいは新規就農者があれば進めていけるのかなと思っております。こちらにつきましては、やはり農協さんとか農業環境エネルギー課など、関係機関との協議を農業委員会も関わって進めていく必要があるのではと考えております。遊休農地解消の方向性としては、有効な対策の一つであると思います。

ちょっとまとまった話にはなりませんでしたが、以上でございます。

議長

ただ今の話の中で、坂待代理が関わって進めている案件があるようですが、代理から何かお話しいただけることがあればお願いします。

職務代理

今の遊休農地の関係でございますが、私は葛巻地区担当コーディネーターの立場で江刈 川の道路沿いの遊休農地につきまして、前々から農業委員会の大きな課題であったわけで すが、藤岡さんからお話しがありましたとおり、葛巻ワインで道路沿いの圃場を探してい るという情報をいただきまして、江刈川は平庭高原の県立公園の入口でもあるし、委員会 としても何とか解消しなければならない場所だと常々思っていたわけですが、そういった 情報を得まして、とりあえず地権者の意向を確認する必要があるのではないかということ で、地権者と相談をいたしました。その結果、皆さんもご存じのとおり、9反ほどの面積 があり3筆で所有者が2名であります。名義人が亡くなっていて未相続になっているとい うことで、未相続はいいんですが、相続人が13名にも及ぶということであります。その うちの一人から毎年最低限の管理をしてもらっているわけですが、その方といろいろ相談 をいたしました。これからについても自分では田や畑として活用するには無理があるとい うことで、使っていただける人があるのであれば、是非お願いしたいという意向でした。 それを受けて葛巻ワインの専務さんに相談をかけました。そうこうしているうちに委員会 の事務局の方にも葛巻ワインから相談があったということで、タイミングよく話がまとま りました。先日の11日、雨降りの日でしたが、相続人の代表3名の立ち会いのもとに現地 の境界等の確認をしていただきました。それをもって葛巻ワインとしては、局長からも話 がありましたが、今年度は60本ほど苗木を調達できるということで、すでに植え付けの 準備、棚を作るための杭打ちが始まっております。本年度は農地面積の半分ほどの植え付 けになるようですが、2~3年の年次計画ですべてを解消したいということのようです。

所有者が別で、同じ13人が相続人となる隣接する農地がありますが、27年から遊休農

地の状態であり、可能であればこちらの農地も一緒に葛巻ワインで使ってほしいという要請も受けております。

そういった状況で、今回はタイミングよく進んだわけでありますが、先ほど藤岡さんから話がありましたとおり、ワインの販売が好調で原料が不足しているということもありまして、うまく進んだわけであります。これからにつきましては、特に江刈川地区、先ほど話がありました大石地区、そういった道路沿いについては、観光農園も兼ねたヤマブドウの栽培をしていきたいというワイン工場の意向もございますので、これからにつきましては皆さんと一緒に相談をしながら、ワイン工場と連携を取りながら遊休農地の解消を進めていけたらと思っております。以上でございます。

議長

はい。実際に動き始めているということで、今、坂待代理からお話しがあったように苗 もすぐに準備できるということではないようですので、時間をかけて関係機関と協議しな がら計画的に進めていくということでよろしいでしょうか。

【9番長峯委員 挙手】

議長

9番長峯委員。

9番

今の藤岡さんの意見、それもその通りだし、坂待代理の話もその通りですが、結構難しいんだよな、ヤマブドウだって。私の隣の若い者がやっているのを見ていると、薬はかけなければならないし、とても年寄りでできる話ではない。採算面でも労働力をかけなくても金になるような何かをみつけてやった方がいいのではないか。坂待さんが言った江刈川の農地をワイン工場でやるんであればいいけれども、そうでなければ大変だと思う。

議長

先ほど藤岡さんから話がありました施設園芸の振興もということでありますので、その 辺、所有者と相談をしながら、全体的に進めていくことになるかと思いますが…。

【12番藤岡委員 挙手】

議長

12番藤岡委員。

12番

基本的には、今までと同じように農地の売買や貸借をする場合に葛巻高原食品が入ってくるし、生産部会の中心となっているホウレンソウ農家、イチゴ農家、花き農家、それらと協議しながら、受け手が決まる方向で進めれば大丈夫だと。農業委員会は世話役で、経費を負担することにはならない。ワインの販路拡大に伴って遊休農地でのヤマブドウ栽培は有効な手段だと思って提案いたしました。

議長

はい。長峯委員さんのご意見もその通りだと思います。やはり採算の合わないものを無理に進めていくというのもあれなんで、まず所有者と相談をしながら金銭的な面あるいは労働力の面で合うといいますか、その辺を所有者から理解をいただいて進めていく、農林課であったりワイン工場であったり、それに農業委員会も関わって進めていくということでよろしいでしょうか。

【8番藤森委員 挙手】

議長

8番藤森委員。

8番

いろんな意見が出ていますが、何でも困難だとか合わないからと言って取り組まなければ、前に進まないと思います。少しでもやろうという機運が高まったということは、将来につながる道筋がついたものと思います。まずは取り組んでみて、それが起爆剤となって、ますます盛んになるような方向に農業委員会としても応援していくようなことではいかが

でしょうか。

【1番門場委員 挙手】

議長

1番門場委員。

1番

皆さんのおっしゃるとおりだと思うんですが、実際的に13人の相続人がいるとか、葛巻高原も企業であったり、お互いのやり取りの中でやる分にはいいと思うんですが、農業委員会で応援はするとは言いながらも、貸借するにも13人の相続人がいて難しかったり、企業が農地を借りるに当たっての規約がどうなっているかとか、お互い個人でヤミでやるのであればいいとは思うんですけれども…。

議長

あの…、今すぐ結論が出るということではないと思いますので、また継続で総会終了後 に協議するという形でやっていったらどうなんでしょうか。

【12番藤岡委員 挙手】

議長

12番藤岡委員。

12番

目標の一つとして考えてもらえればといい思います。ソバやナタネをやればいいんだ、今までどおりでいいんだということであれば、それでまた別に考えなければならないけれども…。目標として有効な手段を選ぶ、それに対して課題が出たときには関係機関で協議するということでいいと思います。

議長

農業委員会だけで解決するということではなく…。

【9番長峯委員 挙手】

議長

9番長峯委員。

9番

いろいろ考えたときに、年金が安くなってどうしたこうしたと年寄りも金のことには敏感なようで、ただブラブラと遊んでいて金になることはないから、年寄りもやれることで少しでも収益になるものが農家で作っているものであると思う。それを農協の店舗でも駅でも販売所があるから、そういう所に持って行って金にできるようなことをやらせる、その考え方を持てば出きると思う。いつまでも若くていつもきらめいている年寄りを作っていかなければならない。若い者はきちっと仕事を持っているから、彼らにやれと言っても無理がある。

議長

その辺は、やっているところがいっぱいあって、家庭菜園で作った物を産直や無人販売所に出していたり、農協の営農指導員だったり担当者が取りまとめしてくれたりしてやっているようなところもあります。そういう園芸も含め、関係機関と協議しながら進めていってはどうでしょうか。

【12番藤岡委員 挙手】

議長

12番藤岡委員。

12番

昨日、社会福祉協議会の評議員会というものがあって、27年度の事業報告の中で、今これだけ高齢者がいる葛巻町で老人雇用の会員になっている人が20人しかいない。その人達に仕事をさせるために請け負った仕事の件数が90件ほど。高齢化率が35%もあり、もっと会員を増やして年寄りを元気にさせるために協議会であらゆる企業や団体に呼びかけている状況のようです。この事業でヤマブドウの収穫時期に老人クラブなどに呼びかけて作業をしてもらうことも可能になるのではないかと思います。

議長

いろいろご意見を頂戴しましたが、この件は今ここで結論が出るものではございません

ので、今後の総会の場とかでさらに協議を重ね、遊休農地の有効活用についての方向性を 考えて参りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【「異議なし」の声】

議 長 それて

それでは、事務局から何かあれば、お願いします。

【「特にありません」の声】

議 長 ないようですので、「その他」を終了します。

以上で、葛巻町農業委員会第11回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、 ここに署名する。

平成28年5月31日

会	長		
議事録署	名委員		
議事録署	名委員		